○厚生労働省令第五十二号

高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和五十七年法律第八十号) 第二十条及び第二十四条の規定に基づ

き、 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成十九年厚生労働省令第百五十七号) の一部を次

の表のように改正する。

改 正 後

(特定健康診査の項目)

康診査をいう。以下同じ。)を行うものとする。目について、特定健康診査(法第十八条第一項に規定する特定健用について、特定健康診查(法第十八条第一項に規定する特定健性之人、特定健康診查等実施計画(法第十九条第一項に規定するの者に限り、妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者を除く。)いて四十歳以上七十五歳以下の年齢に達するもの(七十五歳未満度、当該年度の四月一日における加入者であって、当該年度におは、法第二十条の規定により、毎年法律第八十号。以下「法」という。)第十九条第一項に規定する法律、保險者へ高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年

一~円 (路)

査」という。) ルトランスフェラーゼ(ァーGT)の検査(以下「肝機能検ニンアミノトランスフェラーゼ(ALT)及びガンマグルタミ大 アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ(AST)、アラ

○○○ (を) →○十 (を)

宝 宝

(特定保健指導の実施に係る経過措置)

あるのは「管理栄養士、呆建指導に関する一定の実務の経験を有第七条第一項第二号及び第八条第一項第二号中「管理栄養士」と士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」と、第三号及び第四号中「又は管理栄養士」とあるのは「、管理栄養は、第七条第一項第一号及び第三号並びに第八条第一項第一号、第二条 この省令の施行の日から

(特定健康診査の項目)

診査をいう。以下同じ。)を行うものとする。診査をいう。以下同じ。)を行うものとする。について、特定健康診査(法第十八条第一項に規定する特定健康定健康診查等実施計画をいう。以下同じ。)に基づき、次の項目対し、特定健康診査等実施計画(法第十九条第一項に規定する特者に限り、妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者を除く。)にて四十歳以上七十五歳以下の年齢に達するもの(七十五歳未満の、当該年度の四月一日における加入者であって、当該年度におい、毎年度、法律第八十号。以下「法」という。)第七条第二項に規定する保第一条、保險者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年

一~片 (器)

○○○ (器) →○十 (器)

宝 宝

(特定保健指導の実施に係る経過措置)

とあるのは「管理栄養士、保健指導に関する一定の実務の経験を、第七条第一項第二号及び第八条第一項第二号中「管理栄養士」養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」と、第三号及び第四号中「又は管理栄養士」とあるのは「、管理栄聞は、第七条第一項第一号及び第三号並びに第八条第一項第一号第二条、この省令の施行の日から平成三十六年三月三十一日までの

この省令は、令和六年四月一日から施行する。